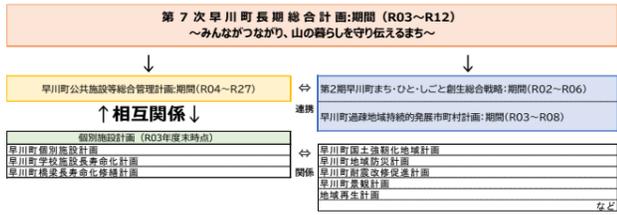


早川町公共施設等総合管理計画（概要版）

1 公共施設等総合管理計画策定の目的

公共施設等の老朽化や今後の財政運営に対応するため、施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減及び平準化、公共施設等の最適配置が必要であることから本計画を策定します。（平成28年度策定/令和3年度改訂）

2 公共施設等マネジメント計画の位置づけ



3 計画の対象

施設分類	主な施設
A 社会教育施設	交流促進センターなど
B 社会体育施設	早川町民体育館など
C 学校施設	町立早川南小学校など
D 産業施設	ジビエ処理加工施設など
E 農業施設	西山農園直売所
F 観光施設	ヘルシー美里など
G 福祉施設	早川町総合福祉センターなど
H 医療施設	雨畑出張診療所など
I 住宅施設	町有やませみの里住宅など
J 本庁舎・分庁舎	役場本庁舎など
K 消防施設	消防団第一分団詰所など
L その他	未利用施設など
1 道路	
2 橋梁	
3 簡易水道（令和3年度から小規模水道へ移行）	
4 下水道・農業集落排水	

4 計画期間



5 公共施設（建築物）の状況【令和2年度末】

【施設数・延床面積・人口一人当たり面積】

分類	施設数	棟数	延床面積(m ²)	面積割合	人口一人当たり延床面積(m ²)
A 社会教育施設	43	48	8,975	22.8%	9
B 社会体育施設	5	5	3,281	8.3%	3.3
C 学校施設	6	17	8,640	21.9%	8.6
D 産業施設	6	13	2,017	5.1%	2
E 農業施設	1	1	32	0.1%	0
F 観光施設	21	75	7,330	18.6%	7.3
G 福祉施設	4	8	2,266	5.7%	2.3
H 医療施設	3	4	787	2.0%	0.8
I 住宅施設	7	32	3,223	8.2%	3.2
J 本庁舎・分庁舎	4	7	1,774	4.5%	1.8
K 消防施設	6	7	383	1.0%	0.4
L その他	4	7	736	1.8%	0.7
合計	110	224	39,446	100.0%	39.4

令和2年度末(令和3年3月31日現在)の公共施設(建築物)の延べ床面積合計は約3.9万㎡となっており、その内訳は、延床面積の大きい順で社会教育施設が22.8%、学校施設が21.9%と続きます。また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設(建築物)39.4㎡となっております。

【有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)の状況】

施設分類	取得価額(百万円)	減価償却累計額(百万円)	有形固定資産減価償却率
A 社会教育施設	1,198	1,148	95.8%
B 社会体育施設	582	558	96.0%
C 学校施設	3,031	1,513	49.9%
D 産業施設	321	193	60.3%
E 農業施設	3	1	40.2%
F 観光施設	1,655	1,221	73.7%
G 福祉施設	721	383	53.1%
H 医療施設	83	70	84.0%
I 住宅施設	471	261	55.4%
J 本庁舎・分庁舎	699	89	12.7%
K 消防施設	41	41	99.8%
L その他	95	63	66.3%
合計	8,900	5,541	62.3%

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。町全体として有形固定資産減価償却率は62.3%と資産が老朽化している状況となっております。

6 インフラ施設の状況【令和元年度末・令和2年度末】

【道路】

早川町が管理している町道は、平成30年度時点、103路線で約180kmあり、そのうち舗装化されている道路は約43%、改良率は17.5%となっております。林道は、10路線で約57kmとなっております。その多くの道路が舗装の標準耐用年数である20年を経過していることから、今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

【橋梁】

本町が管理する橋梁は令和2年度末現在71橋を管理しています。架設年度が古いものや不明が多く、9橋が架設年度50年を超えています。架設年度が不明橋梁も36橋あり、10年後には全体の半数(架設年度不明を含む)以上が仮設年度50年を超え、老朽化が急速に進んでいく状況にあります。このような状況となっていることから、定期点検による確実な状況把握(早期発見)、点検結果に基づく確実な対策(早期補修)が必要となります。

【水道】

項目	数量
1 浄水場	12箇所
2 配水池	20箇所
3 導水管延長	15,426m
4 送水管延長	5,480m
5 配水管延長	21,728m
6 給水人口	897人

【公共下水道】

項目	数量
1 処理場	1箇所
2 汚水管延長	1km
3 排水区域人口	51人

【農業集落排水】

項目	数量
1 処理場	1箇所
2 汚水管延長	1km
3 排水区域人口	55人

7 公共施設等の課題及びマネジメントの基本方針と個別方針

【課題】 (1)大規模改修・更新等への対応 (2)人口減少、少子高齢化社会への対応 (3)公共施設等にかける財源の限界
【基本方針】 ①長寿命化の推進 ②民間事業者や県・近隣自治体との連携

点検・診断等の実施方針 施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況および管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

維持管理・修繕・更新等の実施方針 新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

安全確保の実施方針 安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。

耐震化の実施方針 旧耐震基準の建物や建設から50年以上経過した建物で耐震化が完了していないものもありますので、耐震化の検討を進めていきます。

長寿命化の実施方針 住民とともに、大切に公共施設を取り扱っていくことで、少しでも長く公共施設を活用していただけるようにしていきます。

統合や廃止の推進方針 公共施設の見直しにあたって、総量削減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積削減とすることなく、既存の公共施設の状態に囚われない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行います。

ユニバーサルデザイン化の推進方針 今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

計画的な管理体制の構築方針 ①情報共有と協働体制の構築 ②個別施設計画の作成 ③施設マネジメントの一元化

8 公共施設等の管理に関する基本方針と各施設の方向性 ※主な施設のみ記載

社会教育系施設	対象	35施設
長寿命化	2施設	
未検討	3施設	
現状維持	30施設	

社会体育施設	対象	5施設
改修	1施設	
長寿命化	1施設	
現状維持	3施設	

学校教育施設	対象	6施設
大規模改修	2施設	
改修	2施設	
現状維持	2施設	

産業施設	対象	6施設
現状維持	3施設	
未検討	3施設	
-		

観光施設	対象	20施設
長寿命化	2施設	
現状維持	4施設	
未検討	14施設	

福祉施設	対象	4施設
長寿命化	2施設	
未検討	2施設	
-		

公営住宅	対象	6施設
建替検討	3施設	
長寿命化	2施設	
未検討	1施設	

本庁舎・分庁舎	対象	4施設
現状維持	1施設	
未検討	3施設	
-		

その他施設	対象	5施設
未検討	5施設	

◎インフラ施設については、各施設において個別に定める長寿命化計画等により、維持管理・修繕・更新

9 本計画に基づく財政効果

財政効果の算定にあたっては、総務省提示の「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、令和3年度から令和12年度までの10年間における財政効果額を算出しました。各公共施設において財政効果額を算出し合算したところ、本計画を実施した場合、今後10年間で約150億円の縮減が図れる見込みとなりました。

※公共施設(建築物)の算出方法 **【財政効果額C=個別施設対策額B-単純更新費用A】**
A: 更新費用:施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の経費見込み
B: 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み
C: 対策による効果額(財政効果額)

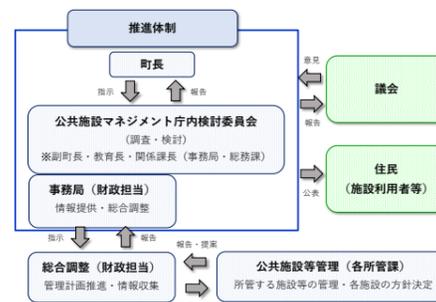
【財政効果】

(単位:百万円)

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	△6,116	0	△6,116
2 道路		未算定	
3 橋梁		ライフサイクルコスト	△400
4 簡易水道		未算定	
5 下水道・農業集落排水		未算定	
合計	△6,116	0	△6,516

10 公共施設マネジメントの実行体制

【推進体制】



本計画については、各公共施設の担当課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメント庁内検討委員会」で協議のうえ推進します。また、進捗状況については、議会などで報告、協議、審議のうえ推進します。